

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	b	b	b	a

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
世界貿易機関(WTO)拠出金	
2 拠出先の名称	
世界貿易機関(WTO)	
3 拠出先の概要	
ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1994年に合意に至った世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定に基づき、1995年1月1日に設立された国際機関。加盟国数は164か国(2021年4月時点)。本部はスイスのジュネーブに所在。WTO協定(WTO設立協定及びその附属協定)の実施・運用を行うと同時に、新たな貿易課題への取組を行い、多角的貿易体制の中核を担っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出金は、日本を含む先進国の任意拠出によってWTO内に創設されたグローバル・トラスト・ファンドに拠出され、加盟国の約3分の2を占める開発途上国のニーズに応じた技術支援を行うとともに、開発途上国の能力構築を行うことを目的として、開発途上国の交渉能力不足や新分野への理解不足などの解消に向けた技術協力のための事業経費に充てられる。 なお、本件拠出とは別途、日本はWTOに対し、WTOの活動の基盤となる分担金(令和元年度:914百万円、令和2年度:869百万円、令和3年度:859百万円)を拠出(コア拠出)してきている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	17,834 千円
拠出率及び拠出順位は未発表。(2021 年4月時点。)	
令和3年度当初予算額	18,320 千円
拠出率及び拠出順位は未発表。(2021 年4月時点。)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局国際貿易課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ—2 国際経済に関する取組」、「個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化」、「測定指標1—1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運

用」の下に設定された中期目標「多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する」を達成する手段の一つと位置づけられている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 224-227 ページ参照。)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
WTO は、(1) 多角的貿易体制の維持・強化のため、①貿易自由化・ルール作りのための交渉、②協定履行監視、③紛争解決制度の3つの機能・目的を持ち、また同時に、(2) 持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助」にも重点をおいており、日本は、こうした WTO の活動全体を支えるため分担金を拠出してきている。 一方、(2) の取組に係る個別具体的な支援プログラムに要する事業費については、主に本件拠出先であるグローバル・トラスト・ファンドによって充当され、「技術支援及び訓練計画」(the PA plan)に基づいて、途上国に対して WTO の各協定や新分野に関する理解の促進を行う途上国支援プログラム等が提供されている。グローバル・トラスト・ファンドのもとでは、貿易円滑化、農業、サービス等多岐にわたる活動を行っており、2001 年のファンド設立からは 2,600 以上のワークショップが行われている。2019 年には、約 6,000 人がオンラインでの技術支援プログラムに参加している。こうした取組を通じ、開発途上国が多角的貿易体制に組み込まれるための土台を形成している。 このように、上記 1-1 (1) の目標達成に向けて、本拠出金は、別途拠出の分担金と相互補完性・相乗効果を有する形で、WTO 協定の義務履行(通報等)や交渉参加に必要な専門知識を途上国政府関係者が習得できるよう、各種ワークショップ等を開催することにより、WTO における交渉、協定履行監視、紛争解決の各機能への参画を促す役割を果たしている。また、能力向上を通じて、後発開発途上国(LDC)を含む途上国に対する日本の影響力の向上にも資するものである。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
グローバル・トラスト・ファンドの運用については、数か月に1回開催される行財政委員会において加盟国間のコンセンサスで人事・予算等の意思決定がなされる。年1回一般理事会に財政報告書が提出され、加盟国間のコンセンサスにより承認される。日本は、行財政委員会、一般理事会の双方に毎回参加し、適切な運用の実現に向け積極的に議論に参加している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等(役職は当時のもの)
本件グローバル・トラスト・ファンド関連に限らず、WTO との間では次のような要人往来等が行われてきている。WTO 閣僚会議や非公式閣僚会合等の機会に日本の要人が歴代事務局長と会談してきた。 例えば 2019 年5月、アゼベド事務局長は、河野外務大臣とパリ(フランス)で会談を行い、河野外務大臣から、WTO 改革における事務局長の果たす役割への期待感等を表明した。これに対してアゼベド事務局長から、WTO 改革に対する日本のリーダーシップに謝意等が示された。 また、2021 年3月には就任直後のオコンジョ＝イウェアラ事務局長と茂木外務大臣が電話会談を行い、WTO 改革等について今後とも緊密に連携していくことを確認し、日本が様々な分野で果たしている主導的役割への謝意及び期待が表明された。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
本件グローバル・トラスト・ファンド関連に限らず、WTO 全体として次のとおり。 多角的貿易体制を担う唯一の国際機関として、WTO 諸協定及び加盟国によるその履行は、国際貿易及びそこに参画する日本企業に多大な影響を与えている。例えば、加盟国の採用する貿易制限措置は、WTO 協定上の義務に従い事務局に通報され、企業活動等に影響を与える措置については、分野毎の委員会で改善を求めることができる。加えて、新たなルール作りを含む WTO 改革の議論が進められている中で、日本企業が WTO 改革においてどのよう

な貢献をすることができるかなど日本企業との協力関係構築には高い関心が示されている。とりわけ、日本が共同議長を務める電子商取引交渉については、デジタル経済の国際ルールを形成するものとして、経済界から強い期待が寄せられている。

1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出金により、本件グローバル・トラスト・ファンドの活動は2-1(2)のとおりの実績を上げており、中期目標の多角的貿易体制の維持・強化について、途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する技術協力プログラムを定期的に実施し途上国の交渉や活動参加を促すという点で貢献している。

WTOの機能そのものを担う分担金に対して、本分担金は途上国のWTOへの活動参加を促すことで、コンセンサスによる意思決定を行うWTOにおいて、新たなルール作りに欠かせない途上国の支持を得ることに貢献している。また、履行監視機能についても、制度そのものの機能に加え、各加盟国が通報等の手続きを履行する能力が必要なところ、本分担金はかかる側面の支援を通じて、多角的貿易体制全体の機能を担保する役割を担っている。

日本としても、2021年3月に就任したオコンジョ＝イウェアラ新事務局長との連携や、非公式閣僚会合その他個別会合でWTO加盟国と密に連携することで途上国の能力構築を含むWTOの活動に大きく貢献した。なお、日本人職員増強については、4のとおり増加傾向にある。

以上を総合的に勘案すれば、本件拠出は、評価対象期間中において、本件外交目標にむけて相応の貢献をしたと総括できる。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1(2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
本トラストファンドを活用し、WTO 事務局は途上国に対して技術協力プログラム(ジュネーブ(スイス)でのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を実施。これは持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助」を具体化するものであり、WTO での交渉を前進させ、保護主義を引き続き抑止していくためにも、途上国の貿易能力の底上げによる多角的貿易体制強化が要請されている。 2019 年には主に開発途上国の政府関係者向けの技術支援関連の活動を 300 回実施し、18,600 人以上が受講した。特にオンラインでの技術支援を目的としたコースの参加者は前年比で 10%増加した。 2020 年活動報告については、本年9月に報告書が接到予定。
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)
開発途上国支援を含む WTO での活動において、日本は一般理事会(令和2年度は4回)等委員会や非公式閣僚会合(令和2年度には2回)に参加し議論に貢献し、途上国・先進国双方を含む WTO 加盟国のコンセンサスに向けて交渉や改革を主導している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月

3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2019 年9月 (日本の 2018 年度分) 2020 年9月 (日本の 2019 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2021 年9月頃(日本の 2020 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
本件拠出は、他の加盟国の拠出と共に、WTO 事務局内に設置されたグローバル・トラスト・ファンドに組み入れられ、事務局が作成し、行財政委員会で採択された計画に基づき各プロジェクトに充てられる。毎年 11 月の一般理事会において加盟国に報告が行われている。対象期間における報告について、2018 年分における残高が 188 万スイスフランと高めの水準となっている(2019 年分については未確定)が、これは、本ファンドが2年毎の実施計画に沿って案件を実施しており(複数年プロジェクト、翌年度初旬より開始するプロジェクトを含む)、年度末に翌年度の案件実施に係る費用を一定額確保する必要があることから、上記金額が翌年度に繰り越されることとなったため(本基金の TOR(設立要件)には前年度末までに翌年度予算の 25%、3月末までに 75%、6月末までに 100%確保する旨規定がある。 本グローバル・トラスト・ファンドのみについての監査は行われていないが、WTO 事務局全体の外部監査報告の中で本ファンドについて特段の指摘はなされていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
毎年、財政報告書およびアニュアルレポートが WTO 事務局から発行され、財務報告書については一般理事会においてコンセンサスで承認されたうえで発行される。また、行財政委員会が数ヶ月に1度から毎月の頻度で行われており、コンセンサスにより予算や人事に関する提案や計画が採択される。 WTO 全体の厳しい財政状況を踏まえ、主要加盟国はこれまでも本グローバルファンドについても事業の優先順位設定と経費削減を厳格に求め、その実施を監視している。本年3月に新たに就任したオコンジョ＝イウェアラ事務局長は途上国(ナイジェリア)出身かつ世銀等の国際機関での長い勤務経験から、国際貿易の参画における途上国の課題及び必要な支援について熟知しており、日本としても同事務局長との緊密な関係も生かしつつ、上記予算計画策定プロセスへの積極的な参加を通じ、本グローバルファンドの一層効果的・効率的な運用に貢献していく。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組	
一般理事会及び行財政委員会に参加し、事務局からの説明の聴取及び要すれば質問を行うことで、適切な組織・行財政マネジメントを監視し確保している。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)		
(1) 日本人職員数の増減		
過去3年の日本人職員数	☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体	(参考) 全職員数

2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
4	5	5	4.67	5	0.33	627
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
5	5	5	5	5	0	623
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	1	1	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
0	0	1	0.33	1	0.67	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
WTO 事務局は、GATT 時代から、能力(メリット)ベースで採用を決めてきた伝統があり、また JPO 制度を採用せず、出向元が給与を負担する形であっても出向を受け入れない等、職員の採用をめぐるには独自の事情がある。2021 年に、日本人幹部職員が1名増加し計2名となった。						
2021 年には事務局官房に日本人職員1名(宇山 WTO 事務局長上級補佐官)が採用となった。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						